

(駐車場の専用使用権)

第15条 区分所有者は、別表第4に記載する駐車場について管理組合が特定の区分所有者に対し駐車場賃借契約により専用使用権を設定することを承認する。

- 2 駐車場について専用使用権を有している者は、別に定めるところにより、管理組合に専用使用料を納入しなければならない。
- 3 区分所有者がその所有する専有部分を、他の区分所有者又は第三者に譲渡又は貸与したときは、その区分所有者の駐車場の専用使用権は消滅する。
- 4 前項にかかわらず、当該譲渡又は貸与の相手方が同居の親族であるときは当該同居人は、当該駐車場を専用使用することができる。
- 5 第3項にかかわらず、当該貸与の期間が、3年未満であるときは、当該駐車場の専用使用権は消滅しない。ただし、管理組合は当該期間中、当該住戸部分の占有者又は、他の区分所有者に当該駐車場を使用させることができる。

(駐輪場の専用使用権)

第16条 区分所有者は、別表第5に記載する駐輪場について、管理組合が特定の区分所有者又は占有者に対し、駐輪場使用契約により有償にて駐輪場として専用使用させることを承認する。

(敷地及び共用部分等の第三者の使用)

第17条 区分所有者は、次に記載する敷地及び共用部分等の一部を、それぞれ当該各号に掲げる者が使用することを承認する。

(1) 管理事務室、その他対象物件の管理の執行上必要な施設

: 管理業務を受託し、又は請負った者に無償で使用させること。

(2) 電気室、電柱敷設部分

: 関西電力株式会社に有償若しくは無償で使用させること。

- 2 前項に記載するもののほか、区分所有者は、管理組合が総会の決議を経て敷地及び共用部分等(専用使用部分を除く。)の一部について、第三者に使用させることを承認する。

(使用細則)

第18条 対象物件の使用については、別に使用細則を定めるものとする。

(専有部分の貸与)

第19条 区分所有者は、その専有部分を第三者に貸与する場合は、この規約及び使用細則に定める事項を、その第三者に遵守させなければならない。

2 前項の場合において、区分所有者は、その貸与に係る契約にこの規約及び使用細則に定める事項を遵守する旨の条項を定めるとともに、契約の相手方に、この規約及び使用細則に定める事項を遵守する旨の誓約書を管理組合に提出させなければならない。

第5章 管理

第1節 総則

(区分所有者の責務)

第20条 区分所有者は、対象物件について、その価値及び機能の維持増進を図るため、常に適正な管理を行うよう努めなければならない。